

スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」運営業務 企画提案公募実施要領

本実施要領は、「スポーツの総合祭典『第13回市町村対抗福岡駅伝』運営業務」(以下「委託業務」という。)の公募に参加しようとする者(以下「提案者」という。)が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は以下の事項を熟知し公募に参加するものとする。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」運営業務

(2) 事業の目的

スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」(以下、「本大会」という。)の開催にあたり、ランナーズセンタードをコンセプトとしたコース設営及び運営を行うとともに、YouTube によるライブ配信や SNS 等を活用して本大会の様子を発信したり、スポーツはもちろんのこと、食や健康、アウトドア等をテーマとした併設事業を実施したりする。また、テレビメディアを活用し、大会の認知度を高めるとともに、スポーツをとおした元気で活力ある県民生活や地域社会の創造を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「スポーツの総合祭典『第13回市町村対抗福岡駅伝』運営業務」委託仕様書のとおり

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

3. 委託料上限額

事業金額は、スポーツの総合祭典「市町村対抗福岡駅伝」実行委員会委託料に、協賛金等の収入予定額を合計した額とする。

22,000 千円(消費税・地方消費税額を含む)

4. 参加資格

次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 次の①から⑥のいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間に、①から⑥のいずれかに該当する事実が判明した時は、契約できない場合がある。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号)に基づく指名停止期間中である者
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

- ④ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 役員(法人ではない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

5. 企画提案手続

- (1) 公募開始 令和8年4月3日(金)
- (2) 提案参加申込書の受付 令和8年4月13日(月)17時まで(必着)
- (3) 質問書の受付 令和8年4月13日(月)17時まで(必着)
- (4) 質問に対する回答 令和8年4月20日(月)
- (5) 企画提案書の受付 令和8年4月27日(月)17時まで(必着)
- (6) 企画提案書の審査会開催 令和8年5月8日(金)14時(予定)
- (7) 最優秀提案事業者への決定通知 令和8年5月12日(火)(予定)

6. 参加手続

(1) 提案参加申込書の受付

参加を希望する者は、提案参加申込書を提出すること。

- ① 提出書類 提案参加申込書(様式第1号)
- ② 提出期限 令和8年4月13日(月)17時まで(必着)
- ③ 提出先 スポーツの総合祭典「市町村対抗福岡駅伝」実行委員会事務局
(福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課地域スポーツ推進係)
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁南棟5階)
電話:092-643-3515
Mail:sposhinko@pref.fukuoka.lg.jp
- ④ 提出方法 電子メールを送付した後、持参又は郵送

(2) 質問の受付及び回答

本件に係る質問がある場合には、質問書を電子メールにて提出すること。

- ① 提出書類 質問書(様式第2号)
- ② 提出期限 令和8年4月13日(月)17時まで(必着)
- ③ 提出先 上記(1)の③と同様
- ④ 提出方法 電子メール
- ⑤ 回答方法 質問者を分からないようにして福岡県ホームページに掲載
- ⑥ 回答日 令和8年4月20日(月)

(3) 企画提案書の作成要領

企画提案書は、事業の実施体制、計画的な運営等に関する評価を受けるため、次の事項を記載する。

- ① 事業者の概要
 - ア 事業実施体制等
 - ・ 事業全体の責任者及び従事者を明確にした実施体制
 - ・ 委託業務の全体フロー

- ・ 同種業務の受託実績
※福岡県、国、その他の自治体、各種団体等(民間企業は含まず)からの受託実績、ノウハウ等
- イ 個人情報保護に関する事項
 - ・ 個人情報保護に関する規定等
- ② 事業概要
 - ・ イベント開催に対する基本的な考え方
 - ・ 特徴や工夫している点
 - ・ その他、独自の提案事項やアピール事項
- ③ 事業実施計画
 - ア 事業実施スケジュール
 - ・ イベント開催や広報活動のスケジュール
 - イ 実施体制
 - ・ 実行委員会や関係機関との連絡・調整等に対する連携体制
 - ウ イベント企画の提案
 - エ 協賛企業獲得計画
 - ・ 協賛企業獲得に向けたスケジュールやスポンサーメニューの提示等
- ④ 必要経費

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。なお、「一式」とするのではなく、大まかな項目に分けて記載すること。

(5) 企画提案書の様式及び提出部数等

① 様式

A4版両面印刷(縦・横の向きは問わない)とし、長辺中央にパンチ穴(JIS規格の2穴)を空け、1部ずつクリップ止めすること。

② 構成

| 内 容 | 留意事項 |
|--------|---|
| 表 紙 | ① スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」運營業務企画提案書の文言を入れること ② 事業者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先を記載すること ③ 正本1部には押印すること(副本には押印不要) |
| 事業者の概要 | 上記「企画提案者の作成要領」を参考に記載すること |
| 事業内容 | |
| 経 費 | 「一式」ではなく、大まかな項目に分けて記載すること |

③ 提出物

- ・ 企画提案書(様式任意) ・ 審査基準対応表(様式第4号)
- ・ パンフレット等の添付資料がある場合は、別冊として7部提出すること。

④ 提出部数

正本1部、副本6部 計7部

- ※企画提案書正本1部には、表紙に押印すること。(副本には押印不要)
- ※会社の概要や事業内容がわかるパンフレット等の資料を添付すること。

- ④ 提出期限
令和8年4月27日(月)17時まで(必着)
※期限を過ぎての提出は受け付けません。(期日厳守)
- ⑤ 書類の提出先
スポーツの総合祭典「市町村対抗福岡駅伝」実行委員会事務局
(福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課地域スポーツ推進係)
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号(福岡県庁南棟5階)
- ⑥ 提出方法
持参又は郵送による

7. 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

提案者の中から、選定委員会の厳正な審査に基づき、委託先候補者を選定する。なお、提出された書類と、プレゼンテーションで審査を行う予定であるが、必要に応じヒアリング等を求めることがある。

(2) 審査会(プレゼンテーション)

- ① 日 時:令和8年5月8日(金)14時
- ② 場 所:福岡県庁10階北棟特別東(特9)会議室
- ③ 持ち時間:1者25分程度(説明15分、質疑応答10分予定)
※各社の実施時間は別途通知
- ④ 留意事項
 - ・ プレゼンテーションは、企画提案書を基に実施すること。
(※会場に、プロジェクター、スクリーン等の機器は準備します。)
 - ・ 書面審査について
※企画提案書の提出が4者以上であった場合は、事務局による書面審査により、プレゼンテーションを行う3者を選定する。
 - ・ 審査は、下表に示す評価対象項目により採点し、点数の合計が6割以上であった者のうち、最も高い点数を得た1者を事業実施候補者とする。
 - ・ 最高点が複数者あった場合は、当該複数者の中から選定委員会の協議により、1者を選定する。

| 評価対象項目 | 配点 |
|--|------------|
| 1 提案事業者の概要 | |
| ・業務を円滑に遂行する能力(類似事業の実績など)を有しているか。 | 5点 |
| 2 業務全体の概要 | |
| (1)大会の内容 ・本業務の背景、目的を踏まえた適切な企画提案となっているか。 ・選手や参観者たちにとって、安全で安心な企画提案となっているか。 | 5点 10点 |
| (2)業務実施体制・スケジュール ・業務を遂行するための適切な業務体制となっているか。 ・確実に遂行し得るスケジュールになっているか。 | 5点 5点 |
| (3)参加エントリー ・デジタル化された効率的なエントリーシステムを活用し、参加者情報が適切に管理されているか。 | 5点 |
| (4)協賛・スポンサーセールス ・企業へのセールスを実施し、協賛金や副賞を獲得する見込みがあるか。 | 15点 |
| (5)併設事業 ・幅広い年齢層で楽しむことができる内容となっているか。 ・スポーツに興味関心が低い方でも楽しむことができる内容となっているか。 | 5点 5点 |
| (6)情報セキュリティ ・個人情報を含む情報の漏洩、ウイルス、不正アクセス、データ改ざん又は改ざんの防止などセキュリティ対策は十分に講じられているか。 | 5点 |
| (7)大会の配信・広報・告知 ・YouTube や SNS 等を活用し、大会や市町村の魅力を発信するとともに、レースの内容をわかりやすく視聴できる企画提案となっているか。 ・テレビメディアを活用した広報・告知が実施されるようになっているか。 | 10点 10点 |
| 3 見積価格の妥当性 | |
| ・経費の内訳は現実性が高い適当な見積価格となっているか。 | 10点 |
| 合計 | 100点 |

(4) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

② 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、すべて提案者が責任を負うこと。

③ 複数提案の禁止

提案者は複数の提案書の提出は不可とする。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない

⑤ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成・提出等、参加に要する経費等はすべて提案者の負担とする。

⑦ その他

- ・ 提案者は企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす
る。
- ・ 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合
は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該
当する者が契約候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。
- ・ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに 10. 問い合わせ先に連絡する
とともに、書面(様式不問)により届け出ること。

(5) 審査結果

審査結果は、審査終了後、提案者に対し文書で通知する。

(6) 有効な提案書が1つに限られる場合は、選定委員会の意見の聴取を省略する場合がある。

8. 契約締結について

選定された事業者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結する。

(1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について発注者と受託者で協議を行う。
なお、契約に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により契約金額の100分の10以
上の金額を契約保証金としてスポーツの総合祭典「市町村対抗福岡駅伝」実行委員会
(以下「実行委員会」という。)に納めることとする。

なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返
金するものとする。なお、次の場合には契約保証金が免除される。

- ① 福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合。
- ② 過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)と種類及
び規模を同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これを全て誠実に履行し、かつ、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 委託料は、業務の実施に必要な経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、
賃借料、謝金、保険料 等)とし、原則として、領収書等で確認できるものを対象とする。た
だし、受託者による会合や飲食費、委託業務と直接関係のない経費や、備品の購入など業
者の財産取得となる経費は対象外とする。

(4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出するものとす
る。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解
除するとともに違約金を徴収する。

9. その他

- (1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案の応募に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 実行委員会への提出資料は、応募に係る以外の目的で使用しないこと。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出された資料は返却しない。なお、提出された書類は事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 契約締結に際し企画提案の内容の一部について、双方協議の上、修正できるものとする。
- (7) 受託者は業務遂行に当たっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、実行委員会の指示に従うこと。
- (8) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (9) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会が保有し、実行委員会が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (10) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。

10. 問い合わせ先

スポーツの総合祭典「市町村対抗福岡駅伝」実行委員会事務局
(福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課地域スポーツ推進係)
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号(福岡県庁南棟5階)
電話:092-643-3515 FAX:092-643-3408
Eメール:sposhinko@pref.fukuoka.lg.jp